

基監発第 0902001 号
基安計発第 0902001 号
基労管発第 0902001 号
平成 20 年 9 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
(公印省略)

労災報告の適正化に関する地方懇談会の開催に当たっての留意点について

労災報告の適正化に関する地方懇談会（以下「懇談会」という。）の開催については、平成 20 年 3 月 5 日付け基発第 0305001 号（以下「局長通達」という。）により指示されているところであるが、この実施に当たっては、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

記

1 参集者

懇談会の参集者については、局長通達記の 2 別添 2 の 2 に基づき、建設業、製造業等の業種の労働者を代表する者及び使用者を代表する者から各 3 名程度としているので、局長通達記の 2 別添 2 の 5 の開催局（以下「開催局」という。）において、地方労働審議会等各種会議の場を懇談会として活用する場合には、この要件を満たすことが必要であることに留意すること。

また、参集者の人数については、地域の実情に応じて数名を増減することとしても差し支えないが、その場合は、労働者を代表する者と使用者を代表する者を同数とすること。

なお、労働局側からは、監督課長、安全主務課長及び労災補償課長が出席するものとする。

2 開催回数

懇談会の開催回数については、参集者の意向を踏まえつつ、地域の実情に応じて定めること。

3 会議の進め方

懇談会における検討事項については、局長通達記の2別添2の3において、「労災かくし」の事例及び労使関係者による活動事例の紹介、「労災かくし」対策に対する要望や提案」としているが、会議の具体的な進め方については、以下を基本とすること。

① 懇談会の開催の趣旨、経緯等についての説明

懇談会の開催の趣旨、経緯等については、主に別添1の「労災報告の適正化に関する懇談会報告書」（平成18年8月労災報告の適正化に関する懇談会）記の2（本懇談会の開催）及び記の3の（1）のエ（関係者による地方協議会の開催）の記述を基に説明した上で、局長通達記の2別添2「労災報告の適正化に関する地方懇談会」開催要綱の説明を行うこと。

② これまでの「労災かくし」対策の実施状況等についての説明

ア これまでの「労災かくし」対策の実施状況

全国的な取組について別添2の「労災かくしの排除に係る対策の概要」等を基に説明するとともに、各局の取組状況について説明すること。

イ 「労災かくし」の事例及び司法処理件数の推移

別添3の「「労災かくし」の送検事例」及び「「労災かくし」による検察庁への送検件数の推移」を基に説明するとともに、各局の状況について過去の送検事例等に基づく事例の概要、司法処理件数の推移等を説明すること。

なお、司法処理件数の推移については、過去3年程度の状況を説明すれば足りるものであること。

③ 労使関係者による活動事例の紹介

④ 「労災かくし」対策に対する要望や提案について意見交換

4 本省報告

平成21年3月末日までに、別紙様式により、以下の事項に関する報告書を本省労働基準局労災補償部労災管理課に提出すること。

また、開催局以外の局において、局長通達記の2別添2の5に基づき、懇談会の開催又は審議会等の場の活用により、労使関係者から意見を聴取した場合も同様に、別紙様式により報告書を提出すること。

① 参集者

② 開催実績

③ 労使関係者による活動事例の紹介内容

④ 「労災かくし」対策に対する要望や提案

5 その他

懇談会の運営に当たっては、平成20年4月1日に示達した予算（「労災かくし」の排除のための対策の推進に必要な経費）を活用すること。

(別紙)

労災報告の適正化に関する地方協議会運営状況報告書

〇〇労働局

1 参集者
〇〇〇〇 (氏名)、△△…△△ (参集者の所属機関名及び役職名)
2 開催実績
・平成〇年〇月〇日開催 議題 1. 2.
3 労使関係者による活動事例の紹介内容

4 「労災かくし」対策に対する要望や提案

(別添1)

労災報告の適正化に関する懇談会報告書

平成 18 年 8 月

労災報告の適正化に関する懇談会

労災報告の適正化に関する懇談会報告書

1 「労災かくし」対策のこれまでの取組

(1) 「労災かくし」とは

「労災かくし」とは、労働災害の発生に際し、その発生事実を隠蔽するため、所轄労働基準監督署長に、故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの又は虚偽の内容を記載して提出するものをいい、労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条）又は同法第120条第5号に違反するものである。

このような「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われないおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれがある。また、労働災害発生状況を適正に把握し、同種災害の防止対策を樹立するなど、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進を揺るがすこととなりかねない。

(2) 平成13年度懇談会の開催

「労災かくし」事案が依然としてみられること、第150回臨時国会における労働者災害補償保険法等の改正に当たり、参議院労働・社会政策委員会及び衆議院労働委員会において「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運営に万全を尽くすこと」との附帯決議がされたことを踏まえ、平成13年12月から平成14年3月まで「労災報告の適正化に関する懇談会」（以下「平成13年度懇談会」という。）が開催され、その報告書が同年8月にとりまとめられた。

ア 平成13年度懇談会前からの取組

(ア) 平成3年に「いわゆる労災かくしの排除について」（平成3年12月5日基発第687号）が発出され、「労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務づけているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、

以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策の推進にとって重要なことである。」「このため、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努め、万一、労災かくしの存在が明らかになった場合には、その事案の軽重等を的確に判断しつつ、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずるものとする。」との基本的な考え方の下、以下の施策が実施されてきている。

a 事案の把握及び調査

- ① 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類が提出された場合は、必要に応じ相互間の突合を行い、記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと、
 - ② 被災労働者から申告、情報提供があった場合には、改めて関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと、
 - ③ 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと、
 - ④ ①から③までにより把握した事案については、実地調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること
- に留意し、関係部署間で組織的な連携を図り、的確な処理を行うこと。

b 事案を発見した場合の措置

- ① 司法処分を含め厳正に対処すること、
 - ② 同種事案再発防止対策を 講じさせる等の措置を講ずること、
 - ③ 特に重大・悪質な事案等については、必要に応じ関係局間・本省とも連携を図り、情報の提供その他必要な措置を講ずること、
 - ④ 建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、当該無災害表彰状を返還させること、
 - ⑤ メリット制の適用を受けている事業場にあつては、再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこと
- に留意の上、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずること。

(イ) 平成13年2月には、「労災かくし」の排除について周知徹底を図るため、本省労働基準局長から、13の労働災害防止団体等の長、32の建設業事業者団体の長、その他の89事業者団体の長、全国社会保険

労務士会連合会会長、社団法人日本医師会長あてに文書による要請を行うとともに、「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」（平成13年2月8日基発第68号）を発出し、都道府県労働局においても、次のとおり、「労災かくし」の排除に係る周知・啓発が行われた。

- a 事業主、労働者等に対する周知・啓発
 - ① ポスター、リーフレットを活用し、労働保険の年度更新、集団指導等あらゆる機会を通じて、周知啓発を行うこと。
 - ② 労働災害防止団体等が実施する安全パトロールに職員が同行する場合においても、リーフレットを活用し、事業主等に対して周知啓発を行うこと。
 - ③ ポスターを都道府県労働局等に掲示するほか、医師会等に対してもその掲示を依頼し、協力を得るよう要請を行うこと。
- b 企業トップへの啓発
 - 「労災かくし」の排除について、企業トップに対し直接要請を行うこと。

(ウ) 平成13年4月及び5月には、「「労災かくし」は犯罪です。」を標語とするポスター約7万枚、リーフレット約380万枚を配付し、全国の事業場における「労災かくし」の排除に係る周知啓発に役立てられた。

イ 平成13年度懇談会後の取組

平成13年度懇談会での議論等を受けて、「「労災かくし」の排除に係る対策の推進について」（平成14年7月26日基監発第0726001号、基徴発第0726001号、基安計発第0726001号、基労管発第0726001号）が発出され、「労災かくし」の排除に係る周知、啓発等を行うこととされた。その内容、実施状況等は以下のとおり。

(ア) ポスター及びリーフレットによる周知啓発

毎年、パンフレット5万部、リーフレット35万部を作成し、各都道府県労働局において関係団体に配布するとともに、集団指導、監督指導、個別指導等の際に事業主に配布した。また、建設業を中心として定期監督等を行う際に、リーフレット等を用いて周知した。さらに、労働保険料算定基礎調査の一環として、リーフレットの配布等による排除の周知啓発を実施した。

また、事業主団体等が、厚生労働省作成のポスターにその事業主団体等の名称を付して印刷することを希望する場合には、これを可能とすることにより、事業主団体等における自主的活動を促進することとした。

(イ) 都道府県及び市町村の広報誌・紙等による周知啓発

各都道府県労働局において、毎年、都道府県、市町村への広報掲載を依頼することにより、広く一般に、「労災かくし」排除への周知啓発を行った。

(ロ) 厚生労働省ホームページによる周知啓発

厚生労働省ホームページに、労働災害が発生したときの対応、「労災かくし」の排除に係る対策等に関する周知、啓発事項を掲載した。

(エ) 労災防止指導員の活用による「労災かくし」の排除

労災防止指導員が事業場に対して個別指導・集団指導を行う際に、必要に応じ、併せて「労災かくし」の啓発・指導を実施することとした。労災防止指導員が指導を行った事業場数は、平成 16 年度で 20,945 になる。

(オ) 労働基準法第 87 条について

労働基準法第 87 条第 2 項により元請人がむやみに下請負人に災害補償に係る使用者責任を負わせることがないように、集団指導等の機会を捉えて指導を行うこととした。

(カ) 医療機関に対する周知啓発

都道府県労働局及び労働基準監督署において、医療機関に対し、各種機会をとらえて周知・啓発を行った。

(キ) 事業者団体、都道府県社会保険労務士会等への要請

事業者団体等に対し、その構成員である事業者を対象とした文書の発出、機関誌への記事の掲載、総会等各種会合における説明等により、「労災かくし」の排除に係る周知・啓発のための取組を行うことを要請した。

また、全国社会保険労務士連合会会長に対し、「労災かくし」の排除の重要性について関係事業場の理解を得るよう、協力を要請した。

(ク) 発注機関への働きかけ

国土交通省、都道府県及び市町村等公共工事の発注機関に対し、「労災かくし」の排除について工事施工業者を指導するよう働きかけを行うことについて都道府県労働局に指示した。

(3) 「労災かくし」の現状

「労災かくし」に係る事案を含む報告義務違反（労働安全衛生法第100条及び第120条違反）による送検件数の推移は、平成13年126件（うち建設業102件）、平成14年97件（同65件）、平成15年132件（同100件）、平成16年132件（同99件）、平成17年115件（同73件）となっている。

その具体的事例は、例えば、次のようなものがある。

- ① 工事現場で作業員が作業中に高さ約7.5メートルの足場から墜落し、両手首骨折の重傷を負って4日以上仕事を休んだにもかかわらず、労働者死傷病報告を提出しなかった。
- ② 運送会社が荷物を扱う作業中に発生した社員の骨折など、1年1か月間で起きた5件の労働災害について、「荷主に知られなくなかった。」として「労働者死傷病報告」を提出しなかった。
- ③ マンションの改装工事中に労働者が骨折した労働災害があったにもかかわらず、別の工事で労働災害があったとする虚偽の「労働者死傷病報告」を提出した。労働者の治療費を自社で負担しようとしていたが、負担が大きく、別の工事で労働災害に仕立てたもの。

2 本懇談会の開催

労災保険法及び労働保険徴収法の一部改正を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」について審議された労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における議論を踏まえ、特に、「有期事業に係るメリット制の改正に伴い、建設業における「労災かくし」の増加を懸念する意見があったことを踏まえ、厚生労働省においては、関係者の協議の場を設けるなど「労災かくし」対策の一層の推進が図られるよう、適切に対処すること。」との報告が行われた（平成17年2月3日）。

また、労働安全衛生法等の改正に当たり行われた、第163回特別国会における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会において、「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。」との附帯決議がされた。

これらを受け、「労災かくし」の排除についてさらなる対策の強化を検討することとし、別紙の参集者により、平成18年4月から6月まで「労災報告の

適正化に関する懇談会」(以下「本懇談会」という。)を開催した。

本懇談会では、「労災かくし」対策とともに、そもそも、労働災害自体を起こさないことが重要であるとの観点から、労働安全衛生対策についても検討された。

3 本懇談会を踏まえた今後の取組

(1) 「労災かくし」対策の充実・強化

ア 監督指導、集団指導、安全パトロール等あらゆる機会を通じた事業主等への指導の徹底及び周知啓発

(ア) ポスターによる周知啓発

「労災かくし」の排除に係るポスターを作成し、「労災かくし」の排除について、事業主等に対する周知・啓発を徹底することが必要である。その際、「「労災かくし」の排除に係る対策の推進について」(平成14年7月26日基監発第0726001号、基徴発第0726001号、基安計発第0726001号、基労管発第0726001号)において可能とした、行政と元請事業主と連名のポスターは効果的であったことから、引き続き実施できることとする必要がある。また、ポスターには、連絡先、相談先等の記載があることが重要である。

(イ) 労働者への浸透の徹底

ポスターの掲示場所等については、現場の職長、労働者に「労災かくし」は許されないものであることを浸透させるため、工事現場や元方事業者の事務所だけでなく、専門工事業者の事務所や従業員宿舎に掲示する等、労働者等に直接伝える工夫を検討するべきである。

(ウ) 発注機関への働きかけ

公共建設工事の発注機関に対しては、工事施工業者を指導するよう働きかけを行ってきたが、引き続き、「労災かくし」対策について理解を求め、発注機関として、「労災かくし」排除について工事施工業者を指導するよう働きかけることが必要である。

(エ) 関係団体への要請

労働災害防止団体、建設業事業者団体、社団法人日本医師会等関係団体に対しては、「労災かくし」の排除の重要性について理解を得るよう、協力を要請してきているが、引き続き、傘下会員等に対する周知に協力を要請していく必要がある。

イ 被災者への相談体制の充実

都道府県労働局に「労災かくし」に関する相談窓口を設け、ア(ア)のポスター等によりその相談窓口の周知を図っていく必要がある。

ウ 関係行政機関との連携強化

事故を教訓として類似の事故を起こさせない観点から、事故原因について分析し、事故の確実な再発防止に向けて抜本的な対策を講じた上で、それらを公表した事業主と「労災かくし」を行った事業主とでは、発注面で取扱いに差を設ける等メリハリのきいた運用とすることを検討することが重要である。

また、健康保険給付の請求をしている外傷性患者のうち労災の疑いのある者に対しては、業務上の事由による労働者の負傷等に対しては労災保険から給付が行われること、労災保険給付の請求には原則として事業主による証明が必要であるが、証明がなくとも請求は受け付けられること等の内容が記載された労災保険に関するパンフレット等を送付することにより、労災保険制度を周知し、適正な労災請求を勧奨する必要がある。

エ 関係者による地方協議会の開催

地方レベルにおいても、大都市圏等で建設業等の労使を交えた協議会を開催し、それぞれの活動を紹介し、要望等を出し合いながら、全体で何が問題なのか分析し、協議することとすることが効果的である。

オ 事案の把握、調査と徹底した措置

「労災かくし」の疑いのある事案の把握及び調査に当たっては、必要に応じ、労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類相互間の突合を行う等、関係部署間（労災と監督・安衛）での組織的な連携を図り、的確な処理を行う必要がある。

また、「労災かくし」を行った事業場に対する措置については、司法処分を含め厳正に対処するとともに、事案に応じ事業者に出頭を求め警告を発する等、再発防止を図るため厳正な措置を講ずる必要がある。

(2) 労働安全衛生確保対策の強化

ア 元請事業主、下請事業主、労働者の責任、役割分担

「労災かくし」をなくすためには、そもそもの労働災害をなくすことが重要であり、そのため労働災害防止対策の強化を図っていく必要がある。

近年、現場の実態及びこれを踏まえた実践的な安全衛生活動を熟知しているベテラン労働者が定年退職、リストラ等により現場を去り、また、今後、団塊の世代が大量に退職することを考慮すると、安全に関する技能の伝承が十分に行われぬおそれがあり、このことを原因とする労働災害の発生を防止するための対策を推進する必要がある。このことは、特に、中小企業において影響が大きいと考えられることから、中小企業の自主的な安全衛生管理活動に対する支援を拡充する必要がある。

また、多くの労働災害は、「不安全な状態」、「不安全な行動」さらには「安全管理の不適切」が複合して発生していることから、リスクアセスメントや安全衛生教育等の実施により、設備面や安全衛生管理面の改善とともにヒューマン・ファクターによる労働災害防止の観点も視野に入れ、人の錯誤を労働災害につなげないような対策を促進する必要がある。

さらに、労働者の重大な過失等により事故が発生した場合には、保険給付の支給制限を行う制度を積極的に運用するべきとの意見があった一方で、事業主の指導責任を徹底させる必要があるとする意見があった。

イ 発注者による取組の促進

建設業における労働災害防止においては、発注者の役割も重要であることから、発注者（国、地方自治体、民間事業者）に対し、安全対策に要する費用が工事費に適切に計上されるよう、働きかける必要がある。

また、危険有害な化学物質を製造・取り扱う設備の改造、修理等の作業を発注する注文者に対し、化学物質の危険・有害性等、作業において注意すべき情報を請負人に提供するなどの改正労働安全衛生法に規定された措置等について、周知、実施の徹底を図る必要がある。

ウ 労働安全衛生マネジメントシステム等の導入

個人の力量のみに頼らない組織的、系統的な安全管理の実施すなわちリスクアセスメントの実施とこれに基づくリスク低減措置を体系的・継続的に実施するため、労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理を積極的に推進していく必要がある。

この際、人的、財政的基盤が十分でなく、労働災害の発生率が高い中小企業に対しては、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの導入が円滑に進むよう支援することが必要である。

また、この観点から労働安全衛生マネジメントシステムに積極的に取り組んでいることが発注の際に考慮されるよう発注機関に働きかける必要がある。

エ 過重労働・メンタルヘルス対策の徹底

建設業においても、平成18年3月に策定した「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、時間外・休日労働時間の削減、同年4月に施行された改正労働安全衛生法に基づく面接指導の的確な実施等、過重労働による健康障害防止対策を徹底する必要がある。

また、労働安全衛生法に基づき平成18年3月に策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を踏まえたメンタルヘルス対策を推進する必要がある。

オ 建設業労働災害防止協会の活用促進

建設業労働災害防止協会においては、建設業固有の特性を踏まえた「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」を作成するとともに、建設業労働安全衛生マネジメントシステム推進事業を実施するなど、労働災害を防止するための技術的な支援・指導等を行い効果を上げていることから、同協会の活用による中小建設事業者等への指導・支援の充実を図る必要がある。

カ 労災防止指導員制度の的確な運用

労災防止指導員は、中小規模事業場等における安全衛生管理の向上を図るため都道府県労働局長が任命しているものであるが、労働災害発生状況等地域の実情に応じ、引き続き、労災防止指導員制度の的確な運用を図る必要がある。

以 上

参集者

- (使用者側) 日本建設業団体連合会 奥田 淳浩 常務理事
(日本経済団体連合会 紀陸 孝 常務理事から、途中交替)
全国建設業協会 下永吉 優 常務理事
- (労働者側) 建設連合 野村 昭典 書記長
全国建設労働組合総連合 宮本 一 労働対策部長
- (行政) 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長
厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長
厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

労災かくしの排除に係る対策の概要

1 労災かくしの排除に向けての周知・啓発

- (1) ポスター及びリーフレットによる周知・啓発
労災かくしの排除を呼びかけるポスター及びリーフレットを作成し、事業主や労働者に対する周知・啓発を行っています。
- (2) 労災防止指導員の活用
労災防止指導員から事業場に対して、労災かくしの排除についての周知・啓発を行っています。
- (3) 医療機関に対する周知・啓発
医療機関に対して、被災した労働者に労災保険の請求について労働基準監督署に相談することを勧奨するよう周知・啓発しています。
- (4) 事業者団体、都道府県社会保険労務士会等への要請
事業者団体に対し、その構成員である事業者に対して労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うことを要請しています。また、都道府県社会保険労務士会等に対し、会員社会保険労務士が、労災かくしの排除について関係事業場の理解を得るよう協力を要請しています。
- (5) 都道府県及び市町村の広報誌・紙による周知・啓発
都道府県及び市町村の広報誌・紙に労災かくしの排除についての広報掲載を要請しています。
- (6) 発注機関への働きかけ
公共工事発注機関に対し、労災かくしの排除について工事施工業者を指導するよう要請しています。

2 労災かくし事案の把握とこれに対する対応

- (1) 労働基準監督署の関係部署間で関係書類を突合するなどにより、労災かくし事案の把握を行っています。
- (2) 被災労働者からの情報提供に基づき、関係書類の提出の有無を確認し、労災かくし事案の把握を行っています。
- (3) 監督指導時に出勤簿、作業日誌等の内容を点検し、労災かくし事案の把握を行っています。
- (4) 上記(1)～(3)により把握した労災かくし事案については、必要な調査を行っています。

3 労災かくし事案を発見した場合の措置

- (1) 労災かくしを行った事業場に対しては、事案により警告を発するほか司法処分を含め厳正に対処しています。
- (2) また、建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、無災害表彰状を返還させるほかメリット制の適用を受けている事業場にあつては、還付金の回収を行うなどの措置をとっています。

「労災かくし」の送検事例

事例(1)

〇〇労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、建設会社Aと経営者〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。

経営者〇〇は、同社が請け負った工事現場で、同社の作業員が作業中に高さ約7.5メートルの足場から墜落し、両手首骨折の重傷を負って4日以上仕事を休んだにもかかわらず、〇〇労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

事例(2)

労働災害が発覚するまで「労働者死傷病報告」を提出しなかったとして〇〇労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、2次下請である塗装業Bの代表〇〇と3次下請の塗装業Cの代表〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。

マンション新築現場で、Cの作業員が吹き付け塗装をするためのシート張りをする際、転倒し右手首を複雑骨折したが、BとCは共謀して、「受注を確保するために元請けに労災保険で迷惑をかけたくない。」として労働災害を隠蔽したものの。

事例(3)

〇〇労働基準監督署は運送会社Dと同社社長を労働災害5件を隠した労働安全衛生法違反の疑いで、〇〇地方検察庁に書類送検した。

同社は荷物を扱う作業中に発生した社員の骨折など、1年1か月間で起きた5件の労働災害について、「労働者死傷病報告」を提出しなかったもの。社長は「荷主に知られたくなかった。」と供述。

事例(4)

〇〇労働基準監督署は、虚偽の「労働者死傷病報告」で労災かくしを行ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで建設会社Eと同社の専務取締役を〇〇地方検察庁に書類送検した。

同社は元請建設会社から2次下請けしたビル建設工事を行っていたが、同社労働者が同建設現場で熱湯を浴び全治3週間のやけどを負った労働災害が発生した際、「自社の資材置き場で起きた。」と同労基署に虚偽の報告をした疑い。

工事現場での労働災害は、元請建設会社の労災保険で補償されることになっているが、同社専務は「元請けの労災保険を使うと迷惑がかかり、仕事がもらえなくなると思った。」と供述。

事例（５）

〇〇労働基準監督署は、マンションの改装工事中に労働者が骨折した労働災害があつたにもかかわらず、別の工事で労働災害があつたとする虚偽の「労働者死傷病報告」を提出したとして、労働安全衛生法違反の疑いで、電気工事会社Fの社長を〇〇地方検察庁に書類送検した。

社長は、他県で行っていたマンション改装工事で、同社労働者がはしごから墜落し、あごなどを骨折した労働災害があつたにもかかわらず、同工事現場の所轄労基署に「労働者死傷病報告」を提出せず、自社で請け負った別の工事現場で労災事故があつたように装い、別の労基署に「労働者死傷病報告」を提出した疑い。

元請けに迷惑がかからないよう、労働者の治療費を自社で負担しようとしていたが、負担が大きく、別の工事で労働災害に仕立てたもの。

元請けの担当者2名と1次下請けの建設会社社長も黙認していたとして、同法違反の共犯で書類送検した。

事例（６）

〇〇労働基準監督署は、製鉄所内で発生した労働災害3件を隠していたとして、1次下請けの鉄鋼加工会社Gと同社部長代理ら2人を労働安全衛生法違反の疑いで〇〇地方検察庁に書類送検した。

同人らは、これらの労働災害について、労働災害では使えない健康保険扱いにしたり、労働者が業務中、転倒してひざの骨を折り3か月のけがをしたのに、これを通勤災害扱いとしていたもの。

「労災かくし」による検察庁への送検件数の推移

〇労働安全衛生法第100条及び第120条違反

	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
件数	79	74	91	126	97	132	132	115	138	140